



# 来週の投資戦略 (7/10-14)

## 小売決算、米銀決算に注目

2023年7月9日

小松 徹

### 注目事項 - 見所

- 3-5月期の小売決算 — やや失速気味か？
- 4-6月期の米銀決算 — まちまちか？
- 7月12日、5月の機械受注（船舶・電力を除く民需） — 前月比+1.0%？
- 7月12日、6月の米消費者物価指数（CPI） — 前年比+3.1%もコアは+5.0%？

### 株式市場見通し

先週のわが国の株式市場は月曜日の日銀短観祭りが1日で終わり、木曜日にはソシオネクスト（6526）ショックで市場全体が急落した。来週の見所は3-5月期の小売業を中心とした決算発表、金曜日の米銀の決算発表、さらに水曜日の6月の米消費者物価指数（CPI）など。日経225は25日移動平均線を大きく下回り、TOPIXも下回ったが、そのまま軟調推移して調整入りするか、注目されよう。

来週の小売業の決算では木曜日発表のファーストリテイリング（9983）が一番注目されよう。3-5月期のアナリスト予想の営業利益は前年比5%増、年間予想は前年比21%増となっている。当社は国内の月次売上高を公表しており、先週6月の既存店売上高が前年比3.4%減と発表した。ただ、海外の営業利益の方が国内を上回っているにもかかわらず、期間中の売上高が分からないので、驚きの決算の可能性もある。小売りでは月曜日にウエルシアホールディングス（3141）、コスモス薬品（3349）なども注目される。ただし、最近発表の各小売業の最新の売り上げデータにはやや鈍化傾向にある。5月の家計消費支出では、旅行関係の支出が大きく増えているが、その他の支出を抑える傾向が見て取れる。

金曜日の米銀の決算ではジェイ・ピー・モルガン・チェース(以下、JPM)とシテイグループに注目している。JPMの4-6月期一株当たり利益（EPS）は前年比44%増、7-9月期も10%増と予想されている。一方、シテイは4-6月期が36%減、7-9月期も20%減と予想されている。株価動向もJPMが史上最高値に戻りつつあるが、シテイはさえない。金融機関の利益動向は個別事情があるので、一概には言えないだろう。

最後に、ソシオネクストの大株主3社の売り出しについて。日本政策投資銀行（DBJ）、富士通（6702）、パナソニックHD（6752）が保有する全12.6百万株、発行済み株式総数の36.5%が海外の投資家向けに売り出される。ここで疑問なのは、①海外投資家が誰か分からないが、市場が崩れることは明らかだ（理論上変化ないとしても）。②政府が半導体を重要品として海外流失を避けようとしているなか、大量の株を海外投資家に売り出す意図は何か。③そうした中で大株主が急いで売却したいのは現在の時価総額が将来の利益に対して割高だと判断しているからだろう。産業革新投資機構（JIC）のJSR（4185）に対する公開買い付けといい、政府関連の半導体投資が株式市場のかく乱要因になっている。今後もこうした話が続くだろう。

### KPAの投資戦略

ロング（買い）	ショート（売り）
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。